

大島町商工会及び八丈町商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

大島町商工会（設立：昭和36年12月）及び八丈町商工会（設立：昭和45年7月）（以下「商工会」という。）は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善、発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

- ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供
- イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催
- ウ 商工業に関する調査研究

(2) 都との関係

都は、商工会に対し、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、表1のとおり、補助金を交付している。

また、「地区花火大会事業補助金交付要綱」に基づき、大会事業を主催する商工会に対し、表2のとおり、補助金を交付している。

(表1) 商工会に対する都補助金（産業労働局）

(単位：千円)

商工会名	補助事業名	平成18年度	平成19年度
大島町商工会	東京都小規模事業経営支援事業	27,497	26,435
八丈町商工会	東京都小規模事業経営支援事業	28,493	32,433

(表2) 商工会に対する都補助金（生活文化スポーツ局）

(単位：千円)

商工会名	補助事業名	平成18年度	平成19年度
大島町商工会	地区花火大会事業	300	300

2 組 織

(1) 大島町商工会

商工会は、事務所を大島町元町1丁目1番14に置き、会員477名で組織され、役員27名（会長1名、副会長2名、理事22名、監事2名）（全員非常勤）及び職員5名で構成されている。

(2) 八丈町商工会

商工会は、事務所を八丈町大賀郷2551番2に置き、会員434名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名）（全員非常勤）及び職員5名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の補助事業について実施した。

2 実地監査場所及び期間

- (1) 生活文化スポーツ局及び産業労働局 平成20年5月22日
- (2) 大島町商工会 平成20年6月20日
- (3) 八丈町商工会 平成20年5月30日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成18年度及び平成19年度における補助事業の実績は、表3、表4及び表5のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。

(表3) 小規模事業経営支援事業補助実績(大島町商工会) (単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 あつせん	記帳指導	
平成18年度	2	1	1	17,090	1,095	24	31	321	10,407
平成19年度	2	1	1	16,558	1,054	24	21	305	9,359

(表4) 小規模事業経営支援事業補助実績 (八丈町商工会)

(単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 あつせん	記帳指導	
平成18年度	2	1	1	17,708	1,206	16	46	609	10,784
平成19年度	2	1	1	17,708	1,223	16	49	609	14,724

(注) 1 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

2 補助率は、補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(表5) 地区花火大会事業補助実績 (大島町商工会)

(単位:円)

年 度	花火数	花火大会総経費	補助対象花火数	補助対象事業費	補 助 金
平成18年度	875発	3,613,566	200発以上 1,500発未満	3,251,587	300,000
平成19年度	875発	3,614,141		3,251,587	300,000